

「第3次砺波市総合計画策定支援等業務委託」仕様書

1 業務名

第3次砺波市総合計画策定支援等業務委託

2 業務目的

本業務は、本市における人口の現状と将来の展望を示す「砺波市人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）の見直しと、これを踏まえた「第3次砺波市総合計画」（以下、「総合計画」という。）の策定を行うことを目的とする。

「総合計画」は、人口動態や社会情勢の変化に伴う新たな課題を的確に把握・整理して、地域の発展と住民福祉の向上に資することのできる実効性の高いものとなるように策定する。また、「砺波市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）を総合計画に包含させるため、その要件を満たす内容とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

本業務は令和7・8年度の2か年度で実施するが、契約については単年度で締結する。この仕様書における令和8年度業務は、全体業務の把握のために参考として記載しているものである。

4 計画の構成と期間

①総合計画基本構想

本市がめざすべき将来像と基本理念を明らかにし、これを実現するためのまちづくりの基本方針を示したもの。計画期間は、2027年度から2036年度までの10年間とする。

②総合計画基本計画（前期）

基本構想に定める基本方針により、まちづくりの主要施策の内容を定めたもの。計画期間は、2027年度から2031年度までの5年間とする。

③地方版総合戦略

まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、人口減少社会の克服と地方の創生に向けた基本目標や講ずべき施策に関する方向性、具体的な戦術を盛り込んだもの。本市では基本計画と一体的に策定し、計画期間は2027年度から2031年度までの5年間とする。

5 業務内容

【令和7年度】

(1) 市内在住者に向けたアンケート調査の実施

居住地の選択に伴う人口移動や、進学、就職、転勤など社会活動が人口減少に与える影響等を探るため、市内在住者を対象に、日常生活の満足・不満や本市のまちづくりについて調査分析する。なお、男女共同参画に関する意識調査をあわせて実施する。

なお、若い世代からの回答率の向上を図るための効果的な仕組みを提案することとし、実施方法は郵送に限らない。

(ア) 調査対象：調査日現在、本市に居住する住民1,300人

(イ) 調査票の種類：2種 ※男女共同参画に関する意識を調査を含む

アンケート調査に係る委託者及び受託者の業務分担は次のとおりとする。

委託者	受託者
・実施方針の確定 ・調査票原案の検討と確定 ・調査対象者抽出 ・宛名ラベル購入、印刷 ・調査票の購入、印刷 ・発送及び回収用封筒の購入、印刷 ・回収アンケートの管理	・実施方針の協議及び確認 ・調査票原案の作成と補修正 ・封入封緘、宛名ラベルの貼付作業 ・アンケートの郵送・回収 ・回収アンケートの入力 ・自由記述回答部分の整理 ・単純集計、クロス集計の実施

(2) 「砺波市版人口ビジョン」の素案の作成支援

市の方針に基づき人口の将来展望を示した「砺波市版人口ビジョン」の素案を作成する。分析項目等は市と協議の上決定する。

(3) 「第3次砺波市総合計画」策定に向けた事前準備

①前提条件の整理

(ア) 砺波市の現状に関わる基礎的なデータを整理し、計画策定の基礎とする。

(イ) 本市の各分野における計画、国・県が策定している計画やプラン等の整理及び本市への影響の分析

(ウ) 将来フレームの推計及び分析

本市の人口や産業等に関する将来推計及び分析

②現総合計画の評価及び検証

「第2次砺波市総合計画後期計画」の施策や事業の実施状況、達成状況等について、整理及び評価・検証を行う。また、計画の評価・検証結果等を踏まえ、今後のまちづくりにおける課題の整理を行う。

(4) 「第3次砺波市総合計画」素案の策定

①基本構想素案策定

現状分析・基礎調査の結果を総合的に勘案し、基本構想の素案策定に向けた助言と作成支援を行う。

②基本計画（前期）素案策定

基本構想における基本目標や各担当部署との意見調整を踏まえ、重点プロジェクトの作成を支援するとともに、基本計画に掲載する各施策の目的、現状、課題及び方向性、指標の設定など基本計画素案の作成にあたっての助言と支援を行う。

(5) 富山大学データサイエンス寄附講座の活用

今回の人口ビジョンの見直し及び総合計画の策定においては、学術的な知見の提供や若年層の意見の取り入れを目的に、富山大学の寄附講座制度を活用し共同で事業を行う。

富山大学は、人口に関するデータの分析や、ヒアリング調査及びワークショップの実施を通して、市に対し将来像の提示を行う。提出されたデータや報告書を可能な限り活用し、人口ビジョン及び総合計画の内容に盛り込むこと。

(6) 各種助言

- ①審議会等会議運営、審議会答申提案
- ②先進事例の情報提供
- ③その他計画策定全般

【令和8年度 参考】

(1) 「第3次砺波市総合計画」原案の策定

①基本構想原案策定

令和7年度に引き続き、基本構想原案の策定支援を行う。

基本構想原案の取りまとめ。

基本計画(前期)原案策定

(2) パブリックコメントの実施支援

資料データの作成、意見整理、回答素案作成支援等

6 成果品

本業務委託の成果品は次のとおりとする。なお、成果品の納期については、委託者と受託者がその都度協議し、必要な時期に適宜納入するものとする。

【令和7年度】

- (1) 基本構想素案(A4版、CD-ROM等に保存した電子データ形式)
- (2) 基本計画素案(A4版、CD-ROM等に保存した電子データ形式)

(3) 総合計画(案)の概要を説明する資料(CD-ROM 等に保存したパワーポイントデータ形式)

(4) 砺波市人口ビジョン進捗分析及び検証結果報告書(A4 版、CD-ROM 等に保存した電子データ形式)

【令和 8 年度 参考】

(1) 総合計画本編(A4 版、CD-ROM 等に保存した電子データ形式)

(2) 総合計画概要版(A4 版、CD-ROM 等に保存した電子データ形式)

(3) 総合計画本編・概要版を収録した DVD 又は CD5 枚

(4) 総合計画の概要を説明する資料(CD-ROM 等に保存したパワーポイントデータ形式)

7 その他

(1) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次受託者と連絡調整を行わなければならない。

(2) 成果品納入後に発生した、受託者の責めによる不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(3) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(4) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、砺波市に帰属するものとする。また受託者は、著作者及び人格権を行使できないものとする。

(5) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。